

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
中間見直しに係る緑区検討懇話会

次 第

日 時 令和6年7月26日（金）
午前10時から
場 所 緑区役所 3階大会議室

- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 出席者紹介
- 4 座長及び職務代理の選出
- 5 意見交換
 - (1) 緑区の特性・まちづくりのポイントについて
 - (2) その他
- 6 閉会

【当日配付資料】

- ・次第
- ・委員名簿
- ・席次表
- ・さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る緑区検討懇話会設置要綱
- ・さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る緑区検討懇話会傍聴要領
- ・さいたま市総合振興計画基本計画のリーフレット

【事前配布資料】

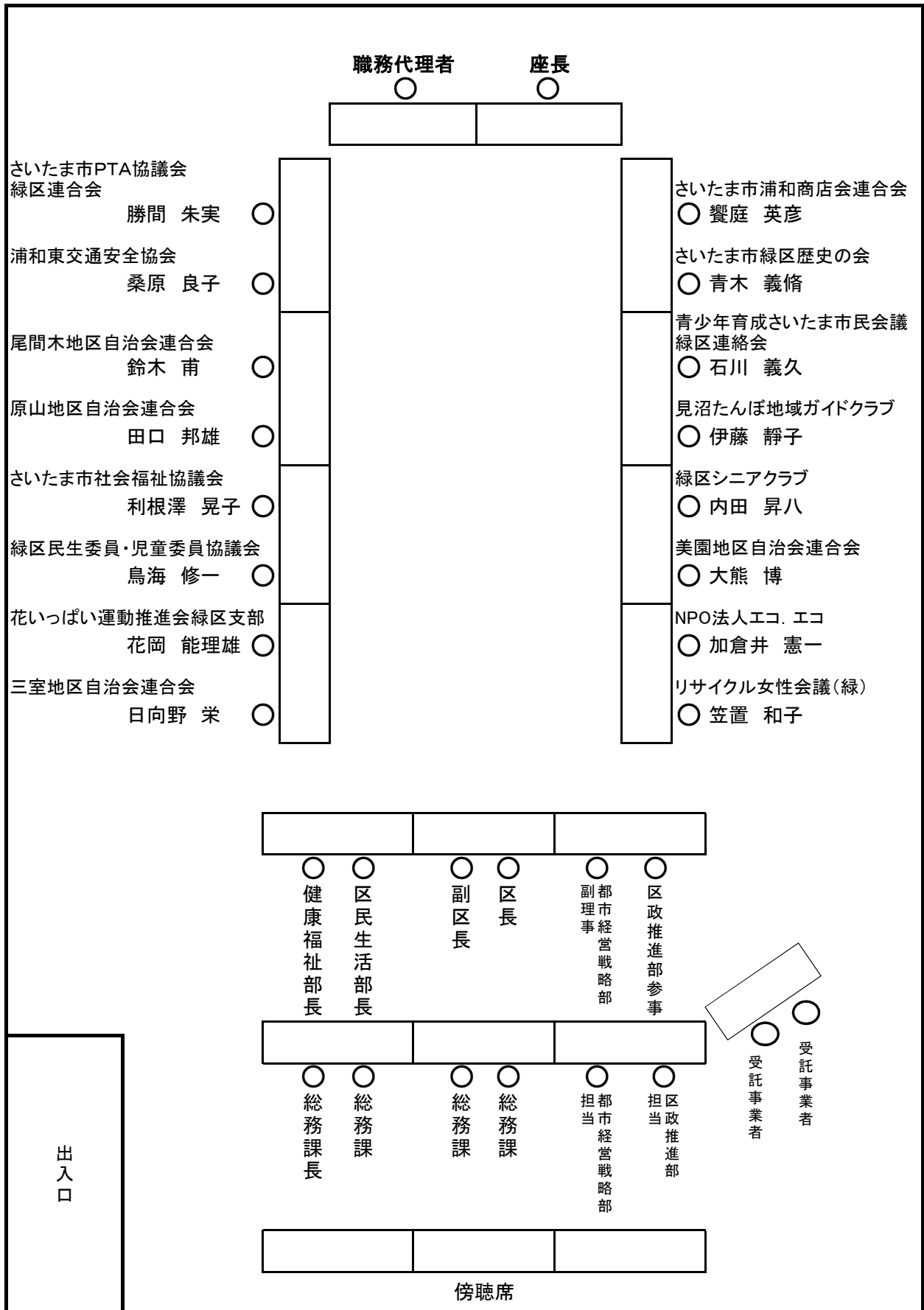
- ・資料1 「さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る緑区検討懇話会」
- ・資料2 「各区の特性と将来像」（緑区抜粋）

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）
中間見直しに係る緑区検討懇話会 委員名簿

（氏名 五十音順）

No.	団体名	役職	(フリガナ) 氏名
1	さいたま市浦和商店会連合会	副会長	アイバ ヒデヒコ 饗庭 英彦
2	さいたま市緑区歴史の会	会長	アオキ ギシュウ 青木 義脩
3	青少年育成さいたま市民会議緑区連絡会	代表	イシカワ ヨシヒサ 石川 義久
4	見沼たんぼ地域ガイドクラブ	監査役	イトウ シズコ 伊藤 静子
5	緑区シニアクラブ	会長	ウチダ ショウハチ 内田 昇八
6	美園地区自治会連合会	会長	オオクマ ヒロシ 大熊 博
7	NPO法人エコ、エコ	代表理事	カクライ ケンイチ 加倉井 憲一
8	リサイクル女性会議（緑）	会長	カサギ カズコ 笠置 和子
9	さいたま市PTA協議会緑区連合会		カツマ アケミ 勝間 朱実
10	浦和東交通安全協会	会長	クワハラ リョウコ 桑原 良子
11	尾間木地区自治会連合会	会長	スズキ ハジメ 鈴木 甫
12	原山地区自治会連合会	会長	タグチ クニオ 田口 邦雄
13	さいたま市社会福祉協議会		トネザワ アキコ 利根澤 晃子
14	緑区民生委員・児童委員協議会	会長	トリウミ シュウイチ 鳥海 修一
15	花いっぱい運動推進会 緑区支部	支部長	ハナオカ ノリオ 花岡 能理雄
16	三室地区自治会連合会	会長	ヒガノ サカエ 日向野 栄
17	(以下、余白)		
18			
19			
20			

さいたま市総合振興計画基本計画(各区の特性と将来像)
 中間見直しに係る緑区検討懇話会
 席次



さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
緑区検討懇話会設置要綱

（設置）

第1条 さいたま市総合振興計画基本計画の中間見直しに向けた検討に当たり、「緑区の特性と将来像」（さいたま市総合振興計画基本計画第4部に該当する部分をいう。以下同じ。）について、緑区において活動する各種団体から意見を聴くため、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る緑区検討懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（委員）

第2条 懇話会の委員は、緑区において活動する各種団体の代表者等20名以内とする。

（座長）

第3条 懇話会に座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定める。

3 座長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、委員のうちから座長があらかじめ指定した者がその職務を代理する。

（会議）

第4条 懇話会の会議の議長は、座長とする。

2 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者から意見若しくは説明を聴くため出席を求め、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（会議の公開）

第5条 懇話会の会議は、原則公開とする。

（庶務）

第6条 懇話会の庶務は、緑区役所区民生活部総務課において処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年5月23日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）中間見直しに係る
緑区検討懇話会傍聴要領

（趣旨）

第1条 この要領は、さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）に係る緑区検討懇話会（以下「懇話会」という。）の会議の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

（傍聴の手続等）

第2条 会議を傍聴しようとする者（報道関係者を除く。以下この項において同じ。）は、傍聴券（別記様式）の交付を受けなければならない。ただし、傍聴しようとする者の同伴する児童又は乳幼児については、この限りでない。

2 傍聴の受付は、会議の開催当日、開催場所において、開催定刻30分前から10分前までの間に行うものとする。

3 傍聴の定員数は5人とし、傍聴を予定する者の決定は、原則として抽選により行う。

4 第1項の傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴人」という。）は、係員の請求があったときは傍聴券を提示し、その指示に従わなければならない。

（報道関係者の傍聴に係る手続等）

第3条 報道関係者は、取材等のため会議を傍聴しようとするときは、あらかじめ座長の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により許可を受けた者は、会議を傍聴するときは、腕章等を着用することにより、報道関係者であることを明示しなければならない。

（傍聴することができない者）

第4条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を所持している者

(4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、座長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

(傍聴人の退場等)

第6条 傍聴人がこの要領に違反したときは、座長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴人は、会議において会議非公開の議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。

(傍聴人への会議資料の提供)

第7条 座長は、傍聴人に会議資料を提供するものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年5月28日から施行し、令和7年3月31日に効力を失う。

傍聴券

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像）

中間見直しに係る緑区検討懇話会

注1 この傍聴券は、他人に譲渡又は貸与することはできません。

2 係員の請求があったときはこの傍聴券を提示し、その指示に従ってください。

【傍聴することができない者】

- (1) 銃器、爆発物その他危険のおそれのあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 貼り紙、ビラ、掲示板、ブラカード、旗、のぼりの類を所持している者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

【傍聴人の守るべき事項】

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎたてないこと。
- (3) 鉢巻き、腕章の類をする等示威的行為をしないこと。
- (4) 撮影又は録音をしないこと。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となる行為をしないこと。

※ 傍聴人が上記事項を守らなかった場合は、退場していただくことがあります。

さいたま市総合振興計画基本計画（各区の特性と将来像） 中間見直しに係る緑区検討懇話会

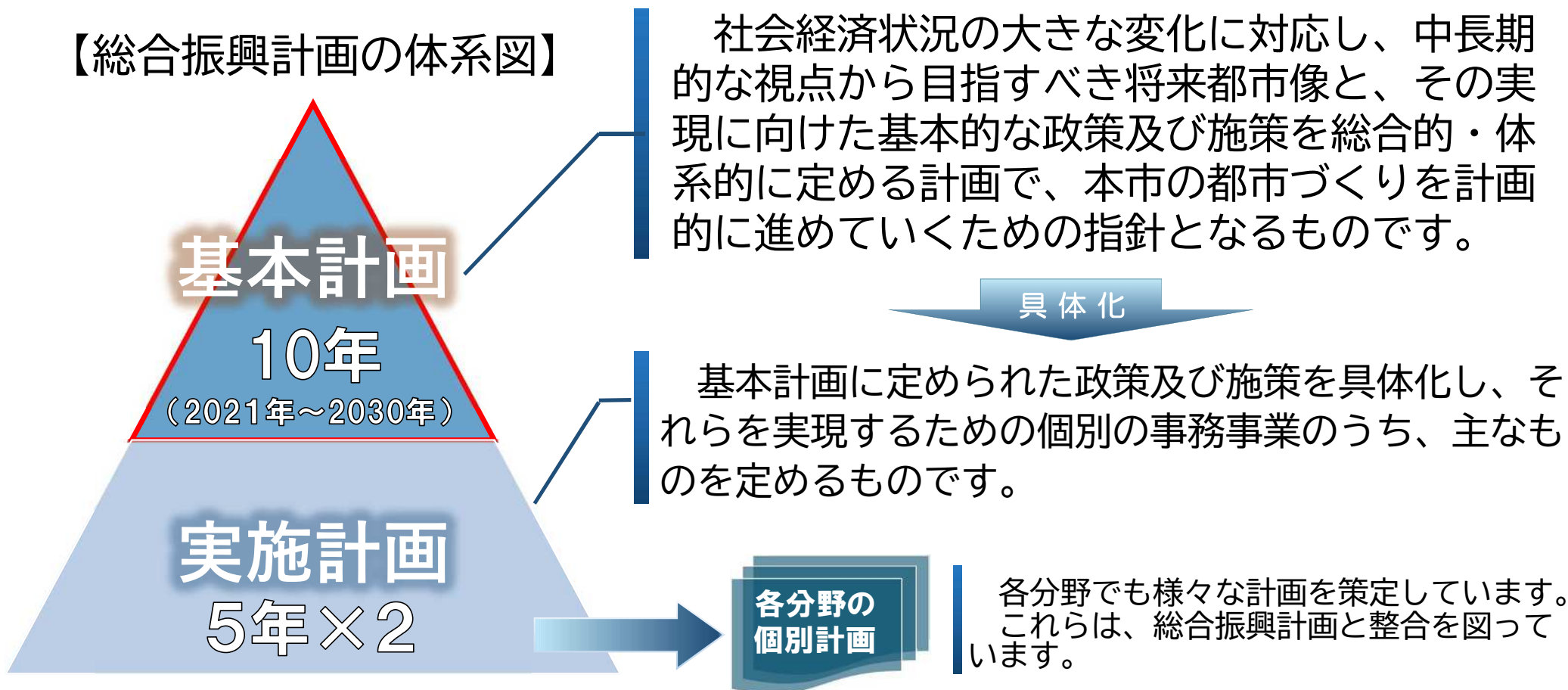
I.	さいたま市総合振興計画と中間見直し P. 2
	1. さいたま市総合振興計画について	
	2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）	
	3. 「区の特性と将来像」の位置付け	
	4. 総合振興計画の中間見直しについて	
II.	緑区の現状等 P. 7
	5. 緑区の人口及び世帯の状況	
	6. 緑区に対する市民からの評価や意見	
III.	「緑区の特性と将来像」の見直し P. 12
	7. 「緑区の特性」の見直し（案）	
	8. 「まちづくりのポイント」について	

I. さいたま市総合振興計画と中間見直し

1. さいたま市総合振興計画について
2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）
3. 「区の特徴と将来像」の位置付け
4. 総合振興計画の中間見直しについて

1. さいたま市総合振興計画について

【総合振興計画の体系図】



2. 総合振興計画が描くさいたま市の未来（将来都市像）

総合振興計画では、21世紀半ば（おおむね令和32（2050）年頃）を見据えて、さいたま市が目指すべき2つの将来都市像を示しています。



上質な生活都市

都市部に住みながらも豊かな水と緑を身近に感じることで、快適さとゆとりを同時に楽しみながら、生き生きと健康で安心して暮らせる新しいライフスタイル*を生み出すことで、全ての人がしあわせを実感し、自らが暮らすまちに誇りを感じることができる都市



東日本の中枢都市

東日本全体の活性化をけん引する中枢都市として、国内外からヒト・モノ・情報を呼び込み、新たな地域産業や市民活動等の多様なイノベーション*を生み出すことで、市民や企業から選ばれ、訪れる人を惹きつける魅力にあふれる都市

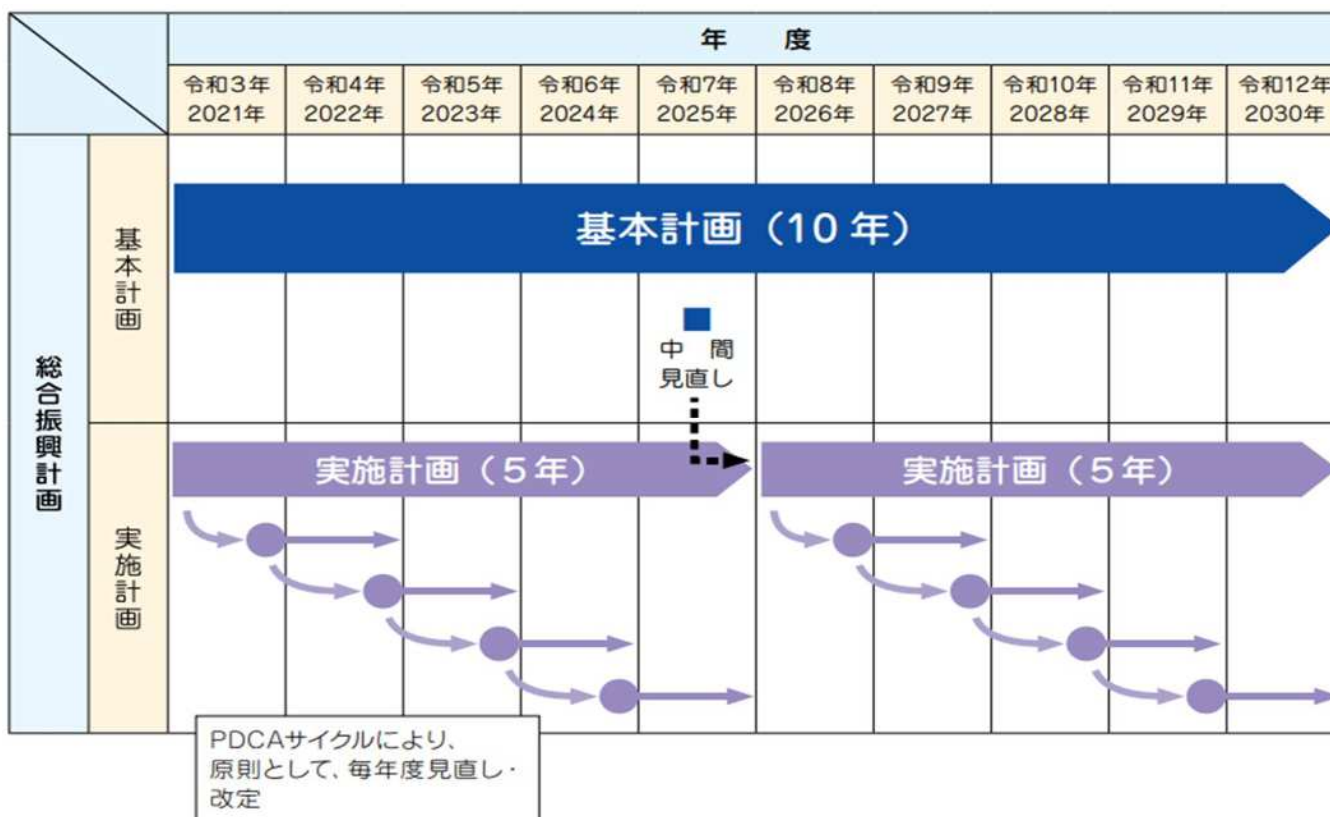
3. 「区の特徴と将来像」の位置付け



- ◆基本計画（計画期間：令和3年度～令和12年度（10年））の中に位置付け（第4部 各区の特徴と将来像）。
- ◆「区の特徴と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すもの。

4. 総合振興計画の中間見直しについて

計画期間の中間期に当たる令和7（2025）年度に、それまでの点検を行い、検証・分析等に基づく基本計画の中間見直しを行うこととしております。



Ⅱ．緑区の現状等

- 5．緑区の人口及び世帯の状況
- 6．緑区に対する市民からの評価や意見

5. 緑区の人口及び世帯の状況

人口総数と年齢別構成比（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
人口総数（単位：人）		129,945	131,636	132,817	134,058
内訳 （構成比：％）	14歳以下	19,777(15.2)	20,078(15.3)	20,181(15.2)	20,155(15.0)
	15～64歳	81,698(62.9)	82,725(62.8)	83,541(62.9)	84,399(63.0)
	65歳以上	28,470(21.9)	28,833(21.9)	29,095(21.9)	29,504(22.0)

出典：さいたま市統計

世帯数と世帯平均人数（令和3年4月1日～）

		令和3年4月	令和4年4月	令和5年4月	令和6年4月
世帯数（単位：世帯）		56,288	57,373	58,297	59,372
世帯平均人数（単位：人）		2.31	2.29	2.28	2.26

出典：さいたま市統計

※令和5（2023）年に推計された本市の将来推計人口では、2035（令和17）年頃に人口のピークを迎える見込み

6. 緑区に対する市民からの評価や意見

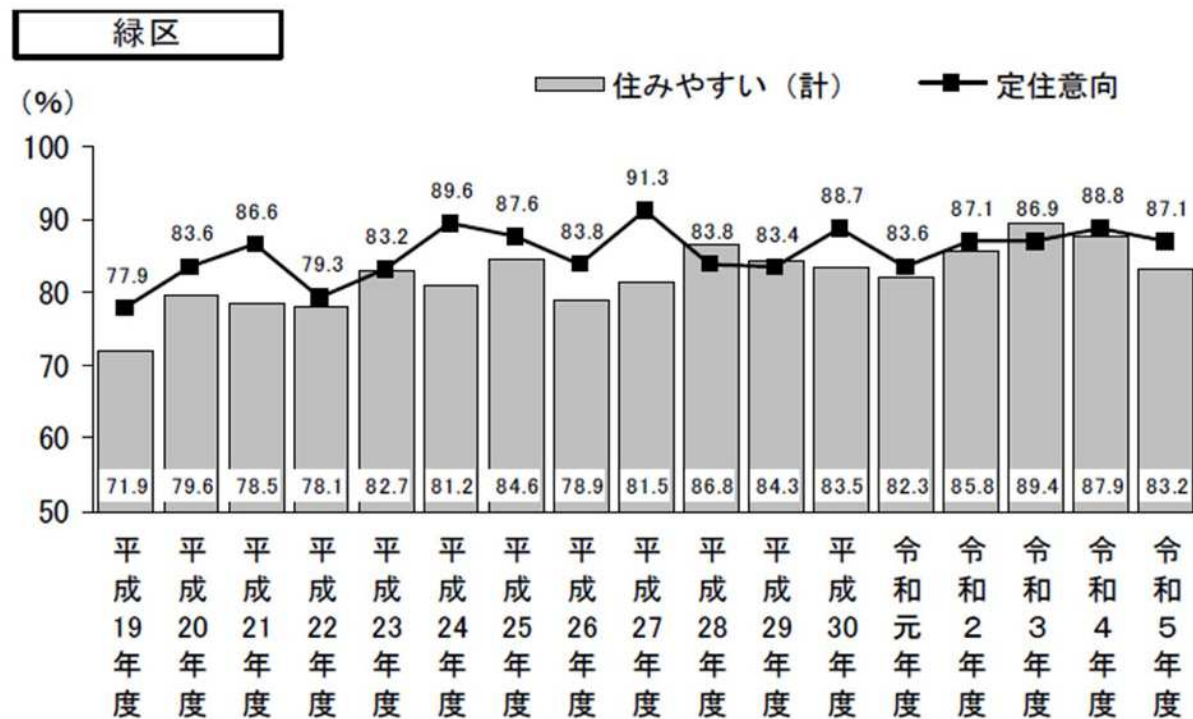
「さいたま市民意識調査」から

さいたま市では、広聴事業の一環として、施策に対する市民の意向等を把握し、今後の市政運営の参考とするため、平成19年度から市民意識調査を実施しています。

○住みやすさと定住意向

問 あなたがお住まいの「地域」の
住み心地はどうか。

あなたは現在お住まいの地域に
これからも住みたいと思いますか。

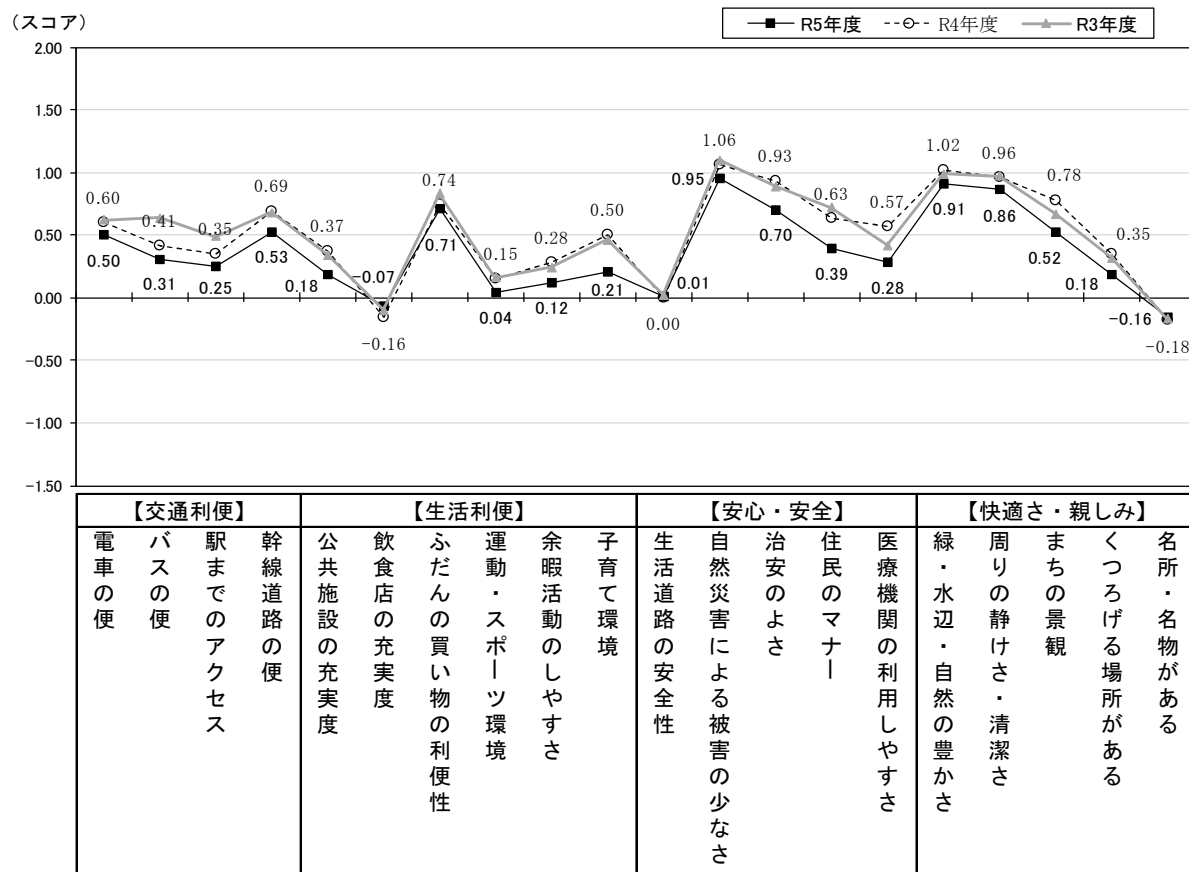


6. 緑区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

○居住地域の満足度

問 あなたは、お住まいの「地域」について、どの程度満足していますか。



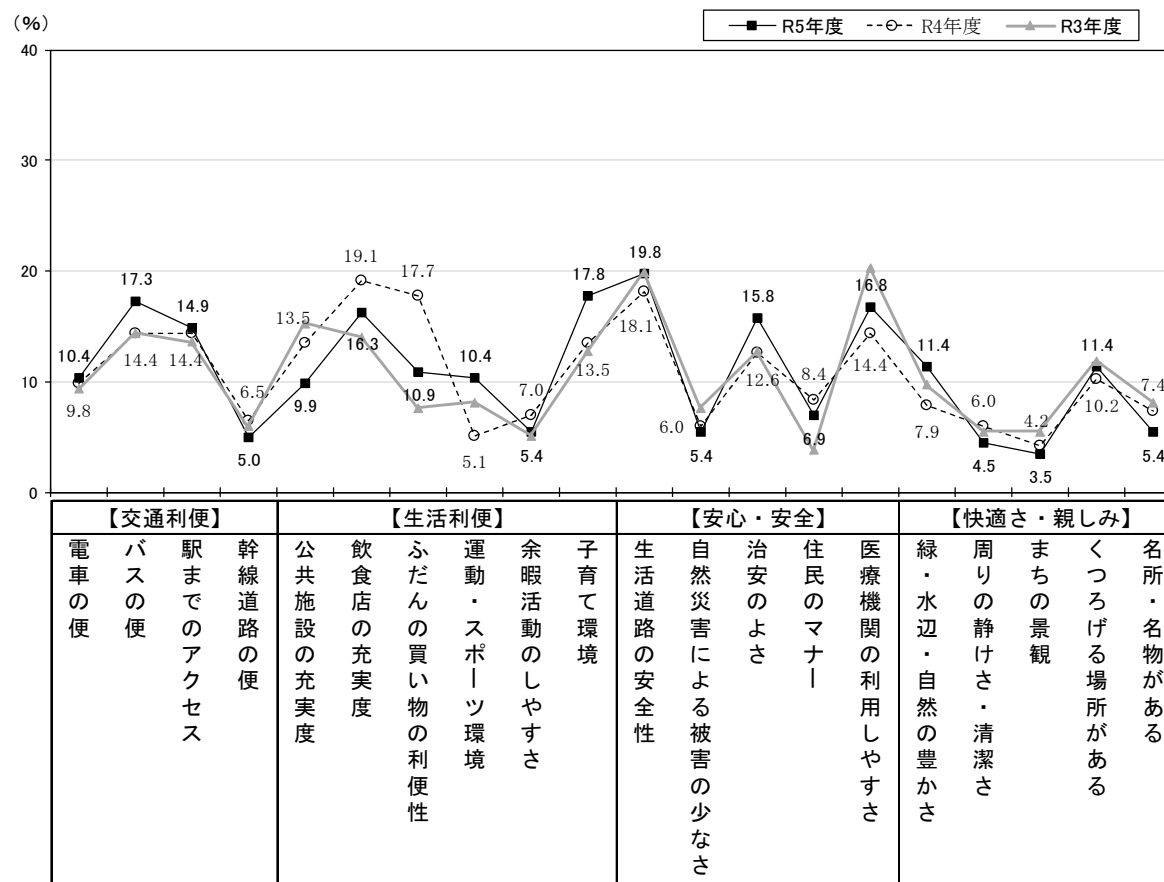
※20項目に分けて質問した「居住地域の満足度」にあてはまる割合（「満足+2」、「やや満足+1」、「やや不満-1」、「不満-2」の4段階）を得点化し、スコアを算出して比較を行った。

6. 緑区に対する市民からの評価や意見

「さいたま市民意識調査」から

○今後の発展の方向性

問 あなたは、お住まいの「地域」が今後どのような方向へ発展してほしいと思いますか。



※「今後の発展の方向性」における20項目の回答比率。

Ⅲ. 「緑区の特徴と将来像」の見直し

7. 「緑区の特徴」の見直し（案）
8. 「まちづくりのポイント」について

7. 「緑区の特性」の見直し(案)

○産業

見直し前(現行計画)

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗等が増加しています。また、浦和美園駅周辺では地区の魅力を創出する施設の誘致が検討されています。



見直し(案)

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗等が増加しています。また、浦和美園駅周辺では地区の魅力を創出する施設の誘致が**予定**されています。

見直しのポイント

浦和美園駅周辺で予定されている、地区の魅力を創出する施設の誘致

7. 「緑区の特性」の見直し(案)

○産業

見直し前(現行計画)

また、近年では観光農園など都市近郊の立地条件を生かした新たな経営形態への取組が図られています。



見直し(案)

また、市内農産物の直売機能や観光農園の情報発信機能等を備えた農業交流施設を含む(仮称)さいたま市農業交流公園の整備が進められ、市内農業者、周辺施設等との連携・交流の拠点となることが期待されています。

見直しのポイント

農業交流施設を含む (仮称)さいたま市農業交流公園の整備

- ・認定計画提出者による設計・施工 令和6年7月頃～令和9年3月末
- ・施設運営開始(供用開始) 令和9年4月

【参考】(仮称)さいたま市農業交流公園 提案概要資料

農業交流施設(外観)

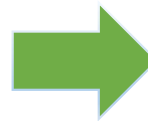


7. 「緑区の特性」の見直し(案)

○地域資源

見直し前(現行計画)

また、見沼通船堀(国指定文化財)、大門宿本陣表門及び氷川女體神社社殿(県指定文化財)や南部領辻の獅子舞(市指定無形民俗文化財)など、地域の歴史を伝える文化財、神社仏閣や伝統ある祭りや催しものが多く残されています。



見直し(案)

また、見沼通船堀(国指定文化財)、大門宿本陣表門及び氷川女體神社社殿(県指定文化財)、南部領辻の獅子舞及び駒形の祭ばやし(市指定無形民俗文化財)など、地域の歴史を伝える文化財や神社仏閣、伝統ある祭りや催しもの多く残されており、このような文化財や伝統を守り伝えていくことが大切です。

見直しのポイント

駒形の祭ばやし(市指定無形民俗文化財)

- ・指定年月日 昭和51年3月30日指定
- ・保存団体 駒形ばやし保存会
- ・公開場所 須賀神社(緑区大字中尾1430-3)
- ・公開日 7月15日に近い日曜日



7. 「緑区の特性」の見直し(案)

○地域資源

見直し前(現行計画)

このほか、埼玉スタジアム2002は、東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会のサッカー会場になるなど、まちづくりに新しい展開をもたらす地域の核として期待されています。



見直し(案)

このほか、アジア最大級の収容人数を誇るサッカー専用スタジアムであり、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の会場となった埼玉スタジアム2002は、Jリーグや日本代表戦などの試合が数多く開催され、国内外から多くの方が訪れています。

見直しのポイント

東京2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の終了

8. 「まちづくりのポイント」について

「まちづくりのポイント」に基づき令和4年度に実施された事業について、「区のまちづくりアンケート調査」を実施し区民の方と有識者の方に事業について評価いただきました。区民による事業の評価については、いずれもおおむね70%を下回っているため、引続き取り組むべきものとし、「区のまちづくりのポイント」についての修正は行わないものとしております。

※区民による事業の評価について、5つの選択肢「(ア) 十分、(イ) おおむね十分、(ウ) やや不十分、(エ) 不十分、(オ) わからない」のうち、「(オ) わからない」と回答いただいた数を除いた選択総数における「(ア) 十分」、「(イ) おおむね十分」の選択数の割合です。

まちづくりのポイント		【参考】令和4年度 区のまちづくりアンケートの結果について		
		緑区の主要な取組	一般評価	有識者評価
1 郷土愛を育てるまちづくり	(1)地域活動の機会創出と参加促進、地域のリーダー育成の支援 (2)まちの魅力を共有できる世代間交流と地域間交流の促進 (3)見沼田圃等の地域資源や歴史・文化資源を活用し、子どもの時から自分のまちに関心を持つ、我がまちを誇りとする人づくり	(1)緑区区民まつり	—	—
		(2)緑区かかしランド	66%	85%
		(3)緑太郎ロード活用事業	61%	77%
		(4)次世代に向けた歴史文化資源の保存・継承・活用事業	70%	92%
		(5)見沼田圃の保全と新たな活用・創造の推進	63%	54%
2 「健幸」に暮らせるまちづくり	(1)子育て世代や若い世代への支援の充実 (2)高齢者や障害者、介護をする人々への支援の充実 (3)人が集い行き交いながら、共に支えあう意識の醸成 (4)いつまでも元気で暮らせる健康づくりの支援	(1)ケアラー(家族等を介護する人)支援講座	51%	59%
		(2)介護予防教室	62%	61%
		(3)妊娠・出産包括支援事業	64%	55%
		(4)生活習慣病予防普及啓発活動	56%	59%
		(5)特定教育・保育施設等整備事業	59%	55%

8. 「まちづくりのポイント」について

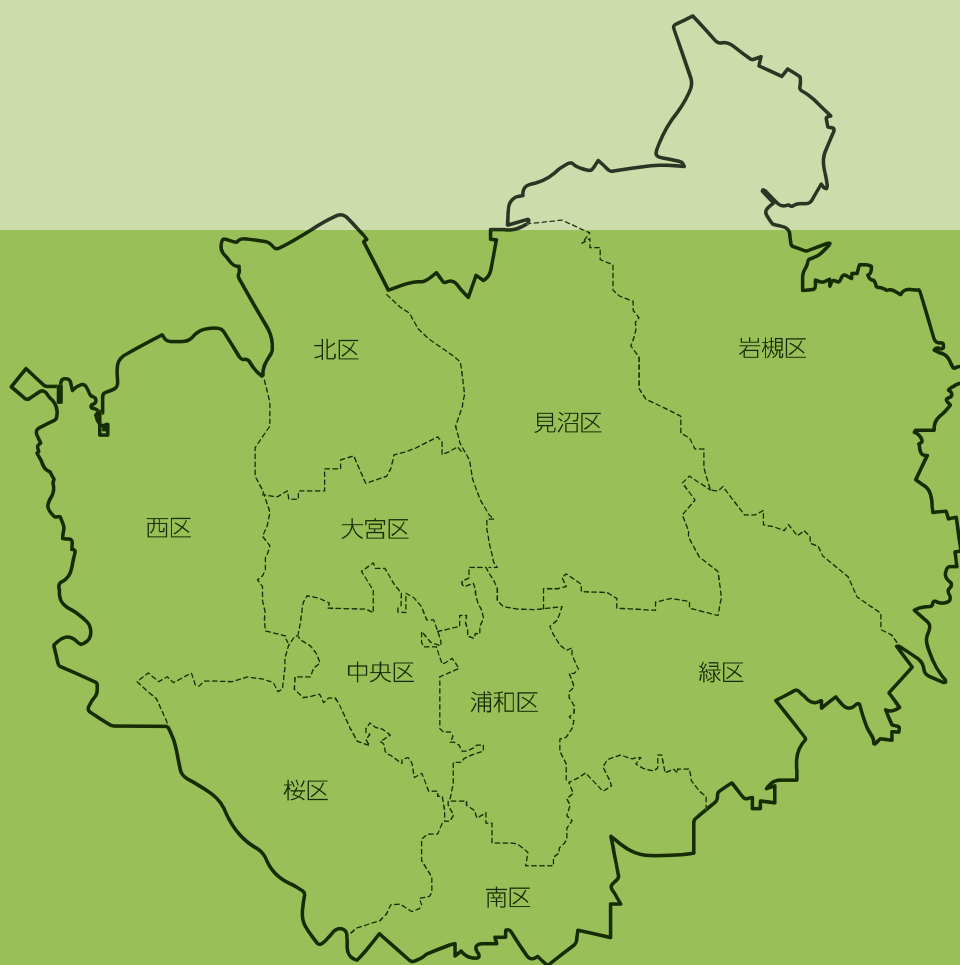
まちづくりのポイント		【参考】令和4年度 区のみちづくりアンケートの結果について		
		緑区の主要な取組	一般評価	有識者評価
3 安全で安心して暮らせるまちづくり	(1)交通安全対策の推進と安全な道路環境の整備 (2)防犯意識の高揚と対策の推進 (3)防災情報の提供と地域防災力の向上	(1)交通安全啓発活動	71%	78%
		(2)道路安全パトロール	67%	61%
		(3)青色防犯パトロール	68%	73%
		(4)防犯・防災啓発	62%	76%
		(5)緑区防災展	61%	63%
		(6)避難所運営訓練	60%	79%
		(7)歩道等整備事業・ゾーン30整備事業	51%	61%
4 自然と共生し、生活環境の整ったまちづくり	(1)緑や水辺等の自然環境の保全、自然と調和した生活環境の整備 (2)交通渋滞の解消に向けた幹線道路の整備 (3)土地区画整理事業等による計画的な市街地形成の推進	(1)不法投棄防止対策事業	49%	50%
		(2)緑区見沼田んぼキレイきれい大作戦	75%	80%
		(3)身近な公園の整備推進	55%	46%
		(4)土地区画整理事業	54%	43%
		(5)幹線道路整備事業	55%	35%
		(6)学校施設リフレッシュ基本計画に基づく改修工事	68%	55%

8. 「まちづくりのポイント」について

まちづくりのポイント		【参考】令和4年度 区のみちづくりアンケートの結果について		
		緑区の主要な取組	一般評価	有識者評価
5 にぎわいのある まちづくり	(1)地域資源や観光資源の活用と 情報発信によるにぎわいの創出 (2)産直販売や観光農園など、 地産地消の取組による農業の 活性化	(1)緑区マルシェ	65%	56%
		(2)緑区オープンガーデン	75%	67%
		(3)東浦和駅前クリスマスツリーの点灯	—	—
		(4)区の魅力を伝える情報発信	53%	50%
		(5)美園地区のみちづくりの推進	59%	59%

第 4 部

各区の特性と将来像



1 区の特性と将来像の位置付け

第4部「各区の特性と将来像」は、各区の目指す姿である区の将来像の実現はもとより、将来都市像の実現に向け、区民と行政が共に地域のまちづくりに取り組むための目標として区の将来像を共有するとともに、各区の特性を踏まえた取組の方向性を示すものです。

2 区の将来像の実現に向けて

本市では、各区がより区民に近い存在として、区民の意見を取り入れながら、地域の特性を生かしたまちづくりを進めてきました。しかし、少子高齢化等の社会経済状況の変化に伴い、ライフスタイル*や区民ニーズが多様化する中で、区民の主体的な参加により、地域の課題を行政との協働で解決していくことが重要になります。

このため、区民と行政が共にまちづくりを進めるための「区の将来像」を示すとともに、各区では積極的に区民意見の把握に努め、各分野の事業の状況を区民に分かりやすく情報提供し、事業の実施、見直し・改善を行います。

取組の推進に当たっては、区と局等が連携し、区民と行政が一体となって、市全体の都市づくりの方向性と整合を図りながら、それぞれの地域課題に応じたまちづくりを進めていきます。

3 構成について

(1) 区の特性

▶ 各区の特性

地形、歴史や文化等の区の特徴や都市基盤*・環境、産業、地域資源、コミュニティといった区の現状や課題を示したものです。

▶ 区マップ

道路や鉄道、コミュニティ関連施設、図書館、公園・スポーツ施設等について、主な施設の設置状況を示し、「区の特性」と併せて、区の概要をまとめたものです。

(2) 区の将来像

▶ 各区の将来像

地域の特性を生かし、区民に身近なまちづくりを進めるための基本的かつ大きな方向性について、区民にとってより身近なものとなるよう、わかりやすい言葉で表現したものです。

▶ まちづくりのポイント

区民と行政が一体となって「区の将来像」を実現するために、区の現状と課題を踏まえ、区や局等が行う取組を示したものです。



▶ 国指定史跡の見沼通船堀



緑

MIDORI



特性

緑区は、市の東南部に位置し、首都圏有数の緑地空間である見沼田圃に代表される自然環境に恵まれ、地域の歴史を伝える多くの文化財が示すように古くから人の暮らしが営まれた地域です。現在も、緑豊かな住宅地として多くの市民が暮らししており、浦和美園駅周辺では「スポーツ、健康、環境・エネルギー」のブランド化を図るまちづくりを推進するなど、新しいまちづくりの戦略的展開も期待されています。

● 都市基盤・環境

緑区は武蔵野特有の雑木林が多い農村地帯でしたが、首都圏の拡大に伴って区の西部や東浦和駅、東川口駅周辺で宅地化が進んできました。さらに、市街地においても緑の多いゆとりある住宅地が形成され、尾間木地区では、消防署、児童センター、公民館による複合施設、浦和美園駅東口駅前には、コミュニティセンター、支所、図書館、教育相談室等による複合施設も開設し、地域交流の拠点を含めた生活基盤の整備が進められています。

また、中央部を南北に広がる見沼田圃は地域の貴重な環境資源であり、農地や自然環境の保全とともに、市民に親しまれる場として期待されています。

区内の幹線道路網は、南北方向に走る東部の国道122号や西部の第二産業道路、中央部を東西方向に走る国道463号により構成されています。鉄道駅は、東浦和駅、浦和美園駅がありますが、区境近くに位置しているため、バスなどが果たす役割が大きく、公共交通の利便性の増大が求められています。

また、浦和美園駅周辺では、公（自治体）・民（地域団体・企業等）＋学（大学等研究機関）の連携・協働により、良好な住環境の維持・向上や駅周辺等のにぎわい創出など、副都心にふさわしい都市環境形成を図り、定住人口*・交流人口*を増やすことが期待されています。

● 産業

区内には、従来の商店街に加え、大型商業店舗等が増加しています。また、浦和美園駅周辺では地区の魅力を生かす施設の誘致が検討されています。

農地では水稻や畑作、植木・花き栽培等が広く行われています。また、近年では観光農園など都市近郊の立地条件を生かした新たな経営形態への取組が図られています。

● 地域資源

緑区は、さいたま緑のトラスト保全第1号地^{*}の南部領辻地内にある見沼代用水東縁に面する斜面林に代表される見沼田圃の豊かな自然環境、さぎ山記念公園や大崎公園を始め、緑の豊かな公園等の環境資源に恵まれています。

また、見沼通船堀（国指定文化財）、大門宿本陣表門及び氷川女體神社社殿（県指定文化財）や南部領辻の獅子舞（市指定無形民俗文化財^{*}）など、地域の歴史を伝える文化財、神社仏閣や伝統ある祭りや催しものが多く残されています。このほか、埼玉スタジアム2002は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のサッカー会場になるなど、まちづくりに新しい展開をもたらす地域の核として期待されています。

● コミュニティ

区内では、勤労者を中心とする子育て世帯など、比較的若い年代の転入者によって人口が増加していることから、旧・新住民が自治会活動やコミュニティ活動を通じて、多様な交流により相互理解を進め、区民の誰もがいつまでも住み慣れたまちで「健幸^{*}」に暮らせるよう、住民活動の活性化を図り、住みよいコミュニティづくりが求められます。



▶埼玉スタジアム2002へ向かう人の流れ



▶大崎公園

※ 緑のトラスト保全地… 県がふるさと埼玉のすぐれた自然や歴史的環境を後世に残すため、県民・企業等からの寄附金（さいたま緑のトラスト基金）などを活用して取得した保全地のことです。

現在、第14号地までの指定があります。

緑区マップ



将来像

ホタル舞い・風かおる緑の街

見沼田圃に代表される自然環境の豊かさ、人々のさわやかさや躍動感、緑の多いゆとりある良好な住宅地・発達した街という将来像に込められた想いを大切にしつつ、夢と希望の持てる住みやすいまちづくりを区民と行政との協働により進めます。

[まちづくりのポイント]

1 郷土愛を育てるまちづくり

- (1)地域活動の機会創出と参加促進、地域のリーダー育成の支援
- (2)まちの魅力を共有できる世代間交流と地域間交流の促進
- (3)見沼田圃等の地域資源や歴史・文化資源を活用し、子どもの時から自分のまちに関心を持つ、我がまちを誇りとする人づくり

2 「健幸」に暮らせるまちづくり

- (1)子育て世代や若い世代への支援の充実
- (2)高齢者や障害者、介護をする人々への支援の充実
- (3)人が集い行き交いながら、共に支えあう意識の醸成
- (4)いつまでも元気で暮らせる健康づくりの支援

3 安全で安心して暮らせるまちづくり

- (1)交通安全対策の推進と安全な道路環境の整備
- (2)防犯意識の高揚と対策の推進
- (3)防災情報の提供と地域防災力の向上

4 自然と共生し、生活環境の整ったまちづくり

- (1)緑や水辺等の自然環境の保全、自然と調和した生活環境の整備
- (2)交通渋滞の解消に向けた幹線道路の整備
- (3)土地区画整理事業*等による計画的な市街地形成の推進

5 にぎわいのあるまちづくり

- (1)地域資源や観光資源の活用と情報発信によるにぎわいの創出
- (2)産直販売や観光農園など、地産地消*の取組による農業の活性化

「区の花」を紹介します



緑区の花 サクラ

春、見沼代用水西縁・東縁をピンクに縁取るサクラは、花見のスポットとして多くの方に親しまれています。

緑区の花として、未永く愛着を持っていただきたいです。